

下志段味組合だより

令和6年3月18日 発行

第 91 号

発行者

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合

TEL 052-736-4865

FAX 052-736-6460

ホームページアドレス

<http://shimoshidami-kukaku.net>

組合事業の完成と今後の予定

組合長 加藤 鈞

軽暖の候、組合員の皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、名古屋市長より組合の解散認可をいただくための申請を三月五日に終え、いよいよ組合解散の時を目前に控えております。平成四年の組合設立以来、三十二年間の長い年月を経て事業を完成することができ、感無量でございます。今日まで事業が進んでまいりましたのも、ひとえに組合員の皆様方の絶大なご協力のおかげであり感謝申し上げます。

さて、組合解散前最後となる第九十九回総代会を一月二十八日(土)に開催いたしました。「令和五年度収支決算等について」など四つの議案について審議していただきましたので、その概要をお伝えいたしますとともに、組合事業の現状と今後の予定についてもお知らせいたします。

一 組合事業の現状

令和五年度は、残務の処理に加え、余剰金の執行を中心に事業を進めてまいりました。そのうち宅地整備補償金の支払いや記念品の発送については、一部の方を除き二月に手続きが完了しております。様々な形で皆様方に組合解散を実感いただけるようなお知らせができませんことを大変喜ばしく思います。その他にも世代を超えて取り組んできたまちづくりの過程を後世に伝えるため、事業の経緯等を組合記録の保管や記念誌の発行といった形でまとめさせていただきます。記念誌が皆様のお手元に届きますのは、令和六年七月頃を予定しておりますため、もう少し少々お待ちいただけますと幸いです。また、令和六年三月二十六日には事業の完成を祝した解散記念式典を開催いたします。

二 今後の予定

三月中には組合解散を認可いただける予定となっております。解散した組合は、清算の目的の範囲内においてその清算の完了に至るまではなお存続することとなるため、組合の名称で清算事務を実施していくこととなります。清算事務においても、これまで同様、役員が一丸となって鋭意努力してまいります。皆様方におかれましても、清算事務が令和六年度中に完了すべく、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第99回 総代会報告

令和六年一月二十八日(土)、サイエンス交流プラザにおいて開催しました。

総代五十八名(書面出席二名含む)の出席のもと、寺平徳夫副組合長の司会に始まり、議長に加藤友嘉総代を選出して議事に入り、第一号議案から第四号議案までを審議の後、賛成多数で議決承認されました。

第一号議案 令和五年度収支決算等について

本組合の解散事務手続きを推進するため、令和五年度収支決算書、事業報告書及び財産目録について承認を求めます。(概要は下段を参照)

第二号議案 土地区画整理組合の解散認可申請について

本組合の解散認可申請について、承認を求めます。

第三号議案 調整金支払規程の制定について

本組合の調整金支払規程について、承認を求めます。なお、当該規程に定める調整金の支払いについては、清算事務における総代会の承認をもって、実施します。(概要は裏面を参照)

第四号議案 慰労金支払規程の制定について

本組合の慰労金支払規程について、承認を求めます。なお、当該規程に定める慰労金の支払いについては、清算事務における総代会の承認をもって、実施します。(概要は裏面を参照)



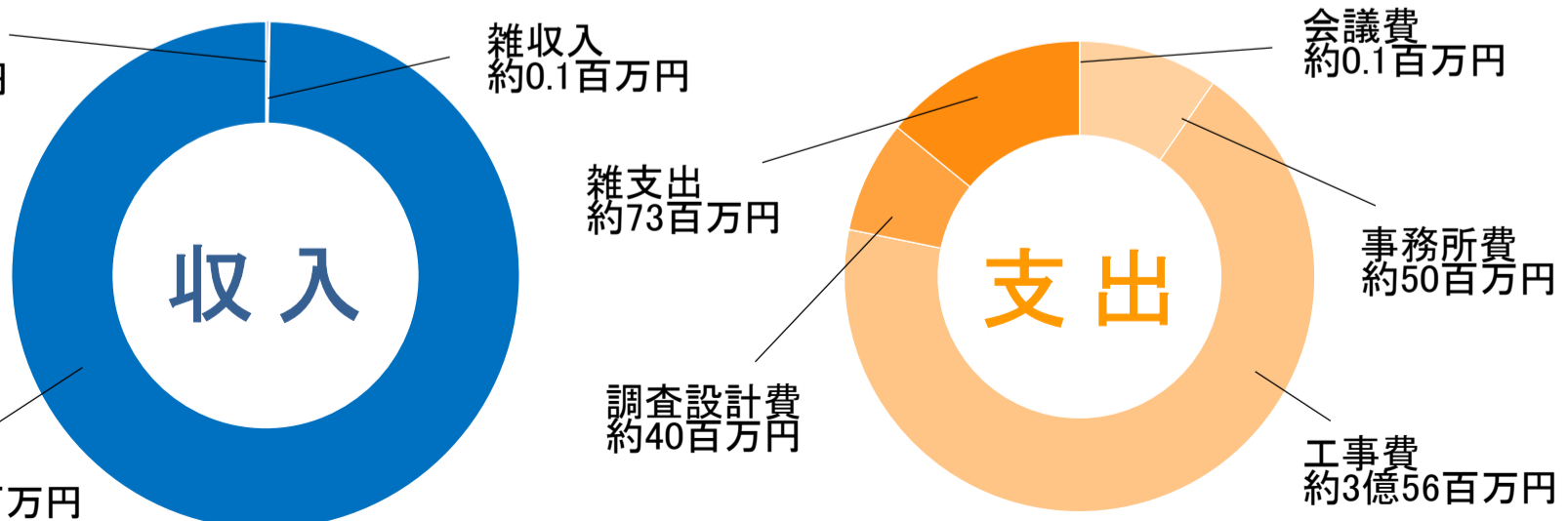
監事意見書

名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の令和五年度定期監査を実施したところ、収支決算書、事業報告書、財産目録、金銭の収支及び証拠書類等の整理は正確であり、その事務処理並びに事業の執行状況も適切であると認めます。

令和六年一月十一日

代表監事 室町 鐵夫

令和五年度収支決算



収入合計 **734,061,484円** - 支出合計 **519,461,484円** = 清算事務へ繰越 **214,600,000円**

総代会での主な意見

Q 清算事務へ引き継がれる金額が前回までの総代会資料より増加しているが、このお金はどのように使われるのか。

A 引継額は見込み額であること、今後清算事務において債権の申出公告や不測事態処理対応等を実施した後の残高を残余財産として処分するものであることから、現時点では申し上げられることはありません。

Q 保留地所有権移転登記に伴う三件の訴訟対応について、当該費用は組合が負担して終わりなのか、それとも費用を払ってもらえるように追求していくのか。

A 対象者が行方不明者等であり、組合が負担をしても登記を完了しないことには解散に間に合わないという点で進めてまいりました。従いまして、うち一件は行方不明者ではなく、登記を拒否されていた方も含みますが、全てにおいて組合が費用を負担をして終了となります。

Q 清算事務に繰越しとなる支出項目はあるか。

A 組合事務職員の退職金と記念誌発送に係る通信費について、令和五年度に予算化してはりましたが、清算事務へ繰越しとなります。

Q 収支決算書について、確定でないものを議決するのか。

A また、清算事務における予算書はあるのか。

Q 議案書にも記載のとおり、名古屋市へ提出する解散認可申請書に本決算書を添付する必要があります。そのため、議案書作成時に確定をしていない項目については見込み額を計上して修正内容をお知らせいたします。

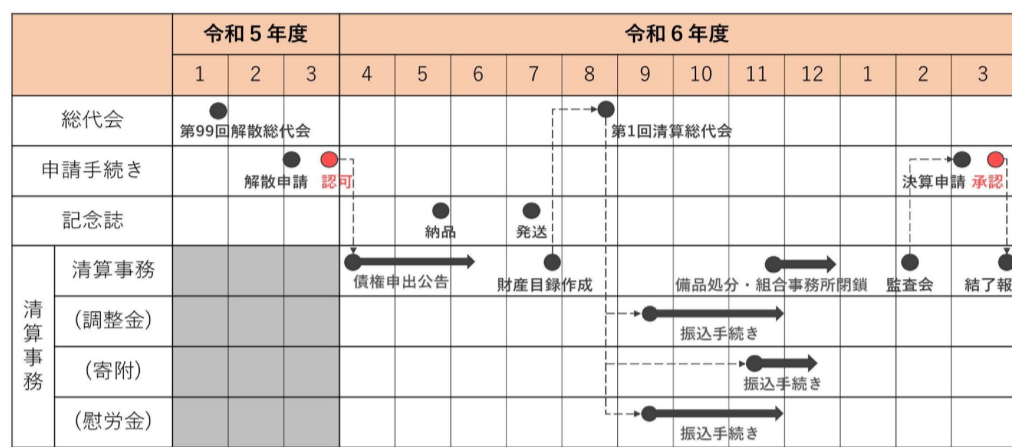
A また、予算書については現時点では出来ておりません。

(第1号議案 参考資料) 余剰金執行状況

(単位:十万円)

余剰金科目	決算額	予算額	比較増減(一減)
宅地整備補償金	3,520	3,520	0
住所変更登記	129	300	-171
保留地所有権移転登記	92	90	2
記念品	169	200	-31
記念誌	80	100	-20
記録の保管	36	100	-64
記念碑	55	60	-5
解散記念式典	30	30	0
計	4,111	4,400	-289

(第2号議案 参考資料) 組合解散後のスケジュール



※ 債権申出公告；残余財産を処分するため、事前に弁済すべき債務がないか債権者に対し、申出を催告する公告を官報にて行う

(第3号議案) 調整金支払規程

- ・概要 … 宅地整備補償金の追加金を支払うことを目的として定めた規程です。
- ・その他 … 支払対象地や支払対象者、基準地積に関する規定は、宅地整備補償金支払規程を準用します。

(第4号議案) 慰労金支払規程

- ・概要 … 組合の事業運営に関わってきた者への慰労を目的として定めた規程です。
- ・支払対象者 … 歴代の理事、監事、総代を対象とします。法人の役員から選出された者は法人を対象とします。
- ・相続人 … 支払対象者が死亡している場合は段階的な条件に応じ支払対象者の直系の孫までを相続人として支払います。
- ・手当の額 … 支払総額は総代会で承認された額を限度とし、個人別支払手当の額は清算人会の承認を得て細則にて定めます。 ※ 理事会は名称が清算人会へと変更になります。
- ・手当の区分 … 組合長、副組合長、委員長、一般理事、監事及び総代の区分とします。総代は総代会議長への選任でも区分します。
- ・在職期間の計算 … 理事、監事は平成4年10月から、総代は平成4年11月から在職した月数とします。現に職に就いている者は、令和6年3月までとします。
- ・手当の支払制限 … 以下の場合において、支払いを制限します。
 - 定款等の定めにより解任された場合
 - 任期中において一度も職務・職責を果たしていないと判断される場合
 - 相続権者がいない、または追跡困難な場合
 - 手当の受領を辞退する旨の書面が提出された場合
- ・支払わなかった手当の使途 … 寄附金に算入します

組合からのお知らせ

- (1) 組合記録の保管について

これまでに実施してきた組合事業は、下志段味の歴史の一部であるものと考え、下志段味連合自治会と協議のうえ、記録の保管並びに維持管理を依頼しております。

下志段味学区集会所にて保管いただくこととなりましたので、清算事務の完了後、資料の閲覧を希望される場合は、自治会までお問合せください。
- (2) 組合事務所の臨時休業について

事業の完成を祝した解散記念式典を開催するため、下記の日程で組合事務所を臨時休業とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしく願いいたします。

【臨時休業日】 令和6年3月26日(火)

組合からのお願い

次のような場合には、事務委託先である(公財)名古屋まちづくり公社(TEL:052-736-9071)までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ◆ 土地の相続が発生した場合
- ◆ 引越し等により住所又は連絡先を変更された場合

担当：近藤